

福井市建築物耐震改修促進計画

(計画期間：平成20年4月～令和8年3月)

概要版



平成 20 年 3 月 策定
平成 25 年 3 月 改定
平成 28 年 3 月 改定
平成 29 年 3 月 改定
令和 2 年 3 月 改定
令和 3 年 3 月 改定
福井市

目次

はじめに	1
（1）建築物の耐震化の必要性	1
（2）計画の位置づけ	2
（3）計画の改定	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ	4
（1）大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況	4
（2）耐震化の現状と目標設定	4
（3）市有建築物の耐震化の方針	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策のまとめ	5
（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	5
（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	5
（3）地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	5
（4）安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	5
（5）地震時の総合的な安全対策	6
（6）緊急耐震重点区域における建築物の耐震化促進	6
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及のまとめ	7
（1）想定地震における震度分布図等の情報提供	7
（2）相談体制の整備・情報の充実	7
（3）パンフレット等の作成とその活用	7
（4）リフォームにあわせた耐震改修の誘導	7
（5）住民啓発活動	7
第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項のまとめ	8
（1）県と市が連携した指導等の実施	8
（2）優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	8
第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関しての必要な事項のまとめ	9
（1）福井県建築士事務所協会との連携	9
（2）計画の検証	9

はじめに

(1) 建築物の耐震化の必要性

① 阪神・淡路大震災の教訓

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法に適合しないものであったことが、その要因とされています。

② 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

このことを受けて、平成7年12月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行されました。

平成17年には、これまで地震発生のおおきな空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあることを踏まえ、同年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（以下「国の基本方針」という。）において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置づけられるとともに、同年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、平成18年12月には、「福岡県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）が策定され、国の基本方針と県計画を踏まえ、原則として、平成19年度までに市町は耐震改修促進計画を策定することとされました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月に二度目の耐震改修促進法の改正が行われ、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、道路に倒壊した際に多数の者の避難を困難とする建築物などについて、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することを規定した改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行されました。

(2) 計画の位置づけ

福井市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、福井市（以下「本市」という。）が大規模地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として、福井市内における建築物の耐震診断及び耐震改修などの耐震化を促進するために、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間として策定しました。

策定にあたっては、「福井市総合計画」、「福井市都市計画マスタープラン」及び「福井市地域防災計画」などの上位計画と整合を図りながら、建物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を提示しています。

なお、耐震化率の目標は住宅及び多数の者が利用する特定建築物について設定します。

(3) 計画の改定

本市の耐震化の状況は、経済状況の悪化等の社会情勢の変化から着工件数が落ち込み、平成20年に策定した本計画の取組だけでは耐震化の大きな進捗を期待することができず、新たな取組や手法の検討が必要となっています。

このため、計画期間の中間年度にあたる平成24年度には、これまでの取組の検証を行い、課題に対する取組を強化するため、出前講座や木造住宅耐震改修の現場見学会の実施など、普及啓発活動等について一部改定を行いました。

平成27年度には、改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行され、新たに規定された内容を促進計画に反映する必要があること、国が告示のなかで令和2年度の耐震化率について目標値を示したこと、県計画の期間が令和2年度まで延長され、目標値が示されたことから、本計画についても今までの内容を検証した上で一部改定を行い、計画期間を令和2年度まで延長しました。

その後も課題に対する取組を強化するため、平成28年度には、緊急耐震重点区域における建築物の耐震化の促進について、令和元年度には、ブロック塀等の安全対策の推進について一部改定を行いました。

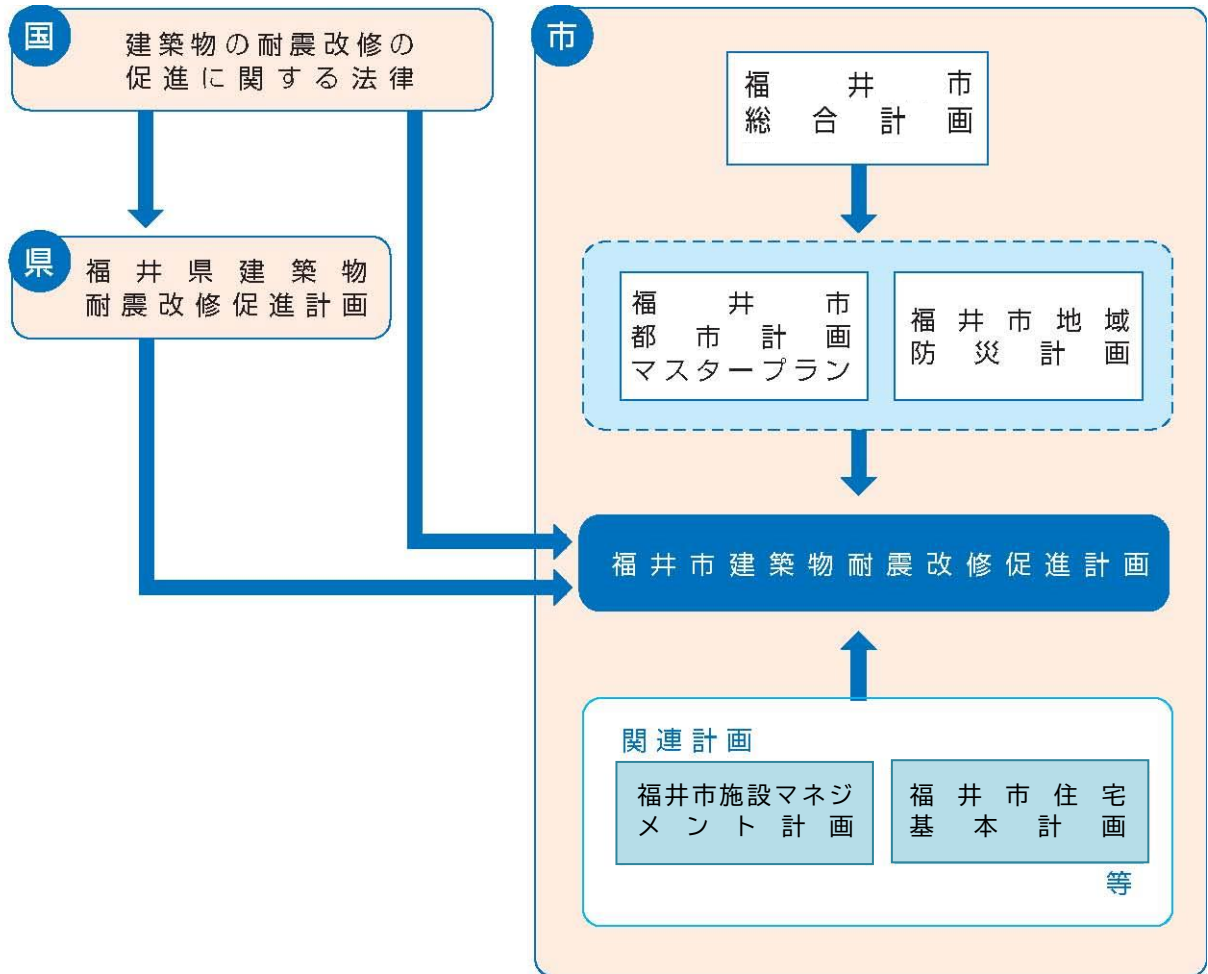
今般、国が今後の耐震化目標のあり方を示したこと、県計画の計画期間が令和7年度まで5年間延長され、新たな目標値が示されたことから、これまでの内容を検証した上で本計画の一部改定を行い、計画期間を令和7年度まで延長することとします。

改定の主な概要

以下のとおり検証と改定を行いました。

- 住宅及び多数の者が利用する特定建築物の令和2年度の耐震化率を検証
- 計画期間延長に伴う新たな耐震化率目標値の設定
- 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の追加

▶ 福井市建築物耐震改修促進計画の位置づけ



第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

- 福井平野東縁断層帯（マグニチュード7.6）による地震が発生した場合に想定される市内の被害状況

死者数	「冬（5時）」	1,012人
	「秋（15時）」	776人
全壊	木造建築物（積雪あり）	14,808棟
	木造建築物（積雪なし）	13,164棟

出典：「福井県地震被害予測調査報告書」（平成24年3月）

⇒ 被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

(2) 耐震化の現状と目標設定

- 住宅 …耐震化率の目標：90%（令和7年度）
- 多数の者が利用する特定建築物 …耐震化率の目標：95%（令和7年度）

▶ 建築物の用途・分類毎の耐震化率の現状と目標

建築物の用途・分類		H18年度 (推計)	H27年度 (推計)	R2年度 (推計)	R7年度 (目標)
住宅		59.8%	79.9%	85.4%	90%
多数の者が利用する特定建築物 (法第6条第1号)		75.7%	85.8%	91.6%	95%
災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	65.7%	91.1%	97.7%	/
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	77.3%	82.4%	89.9%	
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	81.0%	83.6%	88.6%	

注：福井市集計データ

(3) 市有建築物の耐震化の方針

- 災害時の拠点となる建築物と子どもたちが多くの時間を費やす教育施設等の耐震化を優先的に進め、その他の市有建築物も計画的に耐震化
- ⇒ 行政改革による建築物の統廃合、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に応じた建築物の機能集約に伴う使用形態の見直しに即した耐震化

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠
- 市は、市内に存する建築物の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を県と連携し整備

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

▶ 住宅・特定建築物に係る耐震診断・耐震改修に対する支援制度

種別	支援制度名称	概要	事業元	問合せ先	
住宅	耐震診断	木造住宅耐震診断等促進事業	木造住宅の耐震診断・補強プラン作成の支援	国 県市	市・建築指導課 20-5574
	耐震改修	木造住宅耐震改修促進事業	木造住宅の耐震改修への補助	国 県市	市・建築指導課 20-5574
特定建築物	耐震診断 ・ 耐震改修	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚園、社会福祉施設、障害者施設、保育所の耐震診断に補助	国 県	県・建築住宅課 20-0506
			特定既存耐震不適合建築物のうち、耐震診断が義務付けられるもの（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震改修に補助	国 県市	市・建築指導課 20-5574
	耐震対策緊急促進事業	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に補助	国	耐震対策緊急促進事業実施支援室 03-6214-5798	
	公立学校施設整備費地震補強事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る公立小・中学校及び特別支援学校の耐震改修に補助	国	県・教育政策課 20-0564	
	私立高等学校教育施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る私立高等学校の耐震改修に補助	国 県	県・大学私学課 20-0248	
	私立学校耐震化促進事業	私立学校の耐震化の促進に補助	国 県	県・大学私学課 20-0248	
	私立幼稚園施設整備費補助金	私立幼稚園の耐震化の促進に補助	国 県	県・子ども家庭課 20-0342	
	社会福祉施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る社会福祉施設の耐震改修に補助	国 県	県・障がい福祉課 20-0339	
	私立教育・保育施設等整備事業補助金	一定年数を経過して使用に耐えられなくなり、改修が必要となった保育所、認定こども園の改築及び改修に補助	国 県市	市・子育て支援課 20-5270	
	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関（病院）、精神科病院等の耐震改修、新築及び改築に補助	国	県・地域医療課 20-0346	

※ 耐震性が劣ると判定された木造住宅は、構造評点1.0以上を基準に耐震改修することを原則としますが、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点1.0以上が満たせない場合は、構造評点0.7以上の耐震改修を平成23年度から補助対象としました。また、令和3年度から

※ その他、住宅・建築物の耐震化を行った場合、所得税や固定資産税などの軽減措置があります。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路を円滑かつ確実に実施するため、市又は県が指定した緊急輸送道路沿道の建築物について、倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を促進

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
 - ・ (一社) 福井県建築士事務所協会及び県と連携して、耐震診断を円滑に推進
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進
 - ・ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に対する支援制度を設け、耐震化を促進

(5) 地震時の総合的な安全対策

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
 - ・ 窓ガラスや外装タイルの落下、大空間建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等への対策指導
 - ・ 重点的に安全対策を実施すべき避難路として福井市が設置する小・中学校への通学路を位置づけ、通学路沿道にある危険ブロック塀の安全対策への支援
- 建築設備の安全対策の推進
 - ・ エレベーターの閉じ込め防止対策、建築設備の耐震対策等の普及啓発
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備
 - ・ 県と連携し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士として登録
 - ・ 福井県被災建築物応急危険度判定協議会による体制整備と応急危険度判定の円滑な実施
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
 - ・ がけ地近接等危険住宅移転事業を活用して、敷地の安全対策を推進

(6) 緊急耐震重点区域における建築物の耐震化促進

- 市内全域を緊急耐震重点区域と位置づけ、建築物の耐震化を促進
- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして、戸別訪問等による耐震化の広報活動を行うとともに、訪問戸数や耐震診断、耐震改修の支援実績をホームページにて公表

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及のまとめ

(1) 想定地震における震度分布図等の情報提供

- 福井地震を想定した震度分布図等を活用した地震に対する安全性の向上に関する知識の普及

(2) 相談体制の整備・情報の充実

- 市の窓口又は建築関係団体等で、耐震診断及び耐震改修に関する相談に対応

(3) パンフレット等の作成とその活用

- 市が作成した各種パンフレット等の配付などを行い、市民に対する情報提供を実施

▶ パンフレット等の一覧

区分	名称	内容
市	木造住宅耐震診断パンフレット	耐震診断の普及啓発
	木造住宅耐震改修パンフレット	耐震診断の普及啓発
	耐震改修促進計画パンフレット	耐震改修の普及啓発
県	あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発
	わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発
	住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発
	あなたが住まいの主人公	ゆとりと安全の住まい支援事業及び木造住宅耐震診断促進事業普及啓発
	木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- 建築関係団体と連携し、リフォーム相談等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を啓発

(5) 住民啓発活動

- 市内のイベント、市政出前講座において、耐震化に係る情報提供を実施
- 市民に対する木造住宅耐震改修の現場見学会を実施

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

(1) 県と市が連携した指導等の実施

- 建築指導行政を所管する市と県は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施
- 優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対し、個別訪問指導や耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施

▶ 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導助言	所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を越えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を越えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を越えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

- 地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物を選定

▶ 優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	市及び県の庁舎、警察署、消防署、小・中学校及び病院等、災害時の拠点となる特定建築物、子どもたちが多くの時間を費やす教育施設等
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館及び博物館等、不特定多数の者が利用する特定建築物
3	市又は県の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

(1) 福井県建築士事務所協会との連携

- (一社) 福井県建築士事務所協会と連携し、木造住宅の耐震化を促進

(2) 計画の検証

- 年1回のフォローアップを行い、着実に建築物の耐震化を推進

福井市役所 建築指導課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1

TEL 0776-20-5574

FAX 0776-20-5751

e-mail sidou@city.fukui.lg.jp